

# 第3次養父市行政改革大綱

平成25年4月

養父市

# 目 次

I	行政改革に当たって（基本的な認識）	
1	第2次行政改革大綱の指標達成状況	・・・P1
2	養父市行政が抱える今後の問題点	・・・P3
3	行政改革期間を見直す必要性	・・・P3
II	行政改革の基本方針	
1	永続的に自立できる財政基盤の構築	・・・P5
2	市民とのパートナーシップ（協働）の深化	・・・P6
3	市民視点に立った政策・ 業務を円滑に遂行するための取組	・・・P8
III	行政改革の推進方針	
1	行政改革大綱の推進期間	・・・P9
2	行政改革の推進体制	・・・P9
	数値目標（再掲）	・・・P10

## I 行政改革に当たって（基本的な認識）

養父市では、平成 17 年度に第 1 次行政改革大綱を、平成 21 年度に第 2 次行政改革大綱を策定し、行政運営の適正化及び効率化を図ってきました。

行政改革の取組により、地方自治体財政健全化法に基づく 4 指標のうち、基準値を超えていた実質公債費比率を下げ、早期健全化団体の指定を回避し財政の危機的状況を脱することができ、市民との協働が推進されたほか、行政改革大綱において数値目標を設定することにより、市の各種計画においても数値目標を設定する動きが加速しています。

一方で、今後、合併に伴う普通交付税の特例措置が終了し、大きく普通交付税額の減少が見込まれるため、引き続き行政改革に取り組まなければなりません。

### 1 第 2 次行政改革大綱の指標達成状況

第 2 次行政改革大綱では、「財政の健全化」、「事務事業等の選択と集中」、「執行方法及び組織の効率化」、「市民とのパートナーシップ（協働）の推進」、「信頼される行政運営」の 5 つの視点に立った改革を実施してきました。

平成 21 年からの 4 年間の成果は、次のとおりです。

#### （1）「財政の健全化」

##### ① 更なる歳出抑制

実質公債費比率の目標値 19%未満に対し、平成 24 年度末見込みでは 16.1%に改善し、指標は達成しました。

平成 26 年度普通会計一般財源ベースで 125 億円台とする指標については、計画どおり進んでいます。

##### ② 財源確保対策の強化

財源確保対策の強化として、平成 23 年度末までに収納対策室において滞納者から 114 百万円を徴収したほか、遊休資産の売却で 75 百万円、広告料として 6.5 百万円を収入しましたが、遊休資産の売却額を 2 億円以上とする指標は、達成していません。

全会計の地方債残高を 430 億円以下とする指標は、平成 24 年度末に 473.3 億円となる見込みであり、繰上償還を進めています。

##### ③ 新公会計制度の導入と分かりやすい財政状況の公表

総務省が示す新公会計制度を導入し、公表しました。

#### （2）「事務事業等の選択と集中」

##### ① 事務事業の廃止・効率化で物件費の抑制

公用車の一元管理等により管理的コストの抑制は図られましたが、第

1 次行政改革大綱に続いての事務事業の評価は十分にはできておらず、物件費を毎年度3%削減する指標は、達成していません。

② 建設事業の抑制と重点化

主要建設事業審査等を実施し、新規に発行する起債総額 87 億円以内の指標は、達成しました。

③ 地方公営企業等の経営健全化

地域によって格差のあった上下水道料金・使用料を改定し、下水処理施設を 40 施設から 34 施設に統合しました。

④ 事務事業の質的な向上

施策・事業の重点化を行いました。

**(3) 「執行方法及び組織の効率化」**

① 成果重視のマネジメントシステムの整備

第2次養父市総合計画に基づいて組織の改編を行いました。SWOT分析等のマネジメントツールの整備はできていません。

② 行政評価制度の強化と事務事業等の重点化

市民による行政評価の仕組みが試行段階となっています。

③ 定員管理と任用方法の適正化

正規職員数 350 人以下に削減する指標は、南但消防本部の設立による組織改編と合わせて、306 人以下になる見込みです。

④ 組織の抜本的な見直し

課単位のグループ化フラット化は導入しましたが、部単位のグループ化フラット化は導入しませんでした。また、複線型人事制度を導入しましたが、応募はありませんでした。

⑤ 人材の確保と充実

民間企業等経験者を対象とした採用試験を実施しました。民間企業への派遣はしていません。

⑥ 民間委託の推進

計画的に民間委託を実施しましたが、事務事業の20%以上を民間化又は民間委託する指標は、達成していません。

**(4) 「市民とのパートナーシップ（協働）の推進」**

過疎化と少子高齢化が進み、市民ニーズも多様化する中で、地域の実情に適応した細やかな対応を実施するため、養父市まちづくり基本条例の制定及び第2次養父市総合計画を策定することで、市民活動団体や地域自治組織の設立が促進しました。現在、市内18地区のうち14地区において地域自治組織が設立されています。

特に、住民主体で行われた事業として、森区・石ヶ堂に緊急時ヘリポ

ートの造成（三谷校区自治協議会）、宿南営農組合の設立（宿南地区自治協議会）、幸せの黄色い旗事業の実施（養父校区自治協議会／堀畑区）があります。

一方で、協働の考え方の普及やパートナーシップを推進しましたが、全市で展開する指標は、達成していません。

#### （5）「信頼される行政運営」

##### ① 信頼される職員づくり

地域担当チーム制度に基づき、各地区で行われる会議に述べ236回、640人以上の職員が参加し、指標は達成しました。

##### ② 情報公開の推進と透明性の向上

市長と市民が意見交換を行うため、旧小学校区単位の「タウンミーティング」のほか、市民モニター制度に取り組みました。

##### ③ 市民の行政参加の推進

パブリックコメント等を実施し、指標は達成しました。

## 2 養父市行政が抱える今後の問題点

限られた財源、職員数の中で、事務事業を行うに当たって、過去から行われていたからなど、業務改善の意識がないまま行うことは許されません。職員一人一人が、前例踏襲型の考え方を切り替え、更なる創意工夫により、日頃の業務に当たることが必要です。

また、業務の遂行に当たり、日々の定型業務をこなすだけで満足することなく、市民全体の福祉向上や幸福に貢献するという使命感と緊張感をより強く持つ必要があります。

更に、市民目線で果敢な政策を打ち出す人材を育てていかなければなりません。

市民の総意をいかに感じ取り、施策に反映していくか、職員の感度をより高めていく必要があります。

一方で、市民の皆さまには行政改革に対する認識・理解が深まり、地域のごことは地域で考える環境づくりを行政とともに進めていく必要があります。

## 3 行政改革期間を見直す必要性

第2次行政改革大綱の期間は、平成25年度までとしていましたが、1年前倒しを行い、第3次行政改革大綱を策定します。

第1次及び第2次行政改革大綱によって、財政指標の1つである実質公債費比率は18%未満となり、起債の発行は、国や都道府県の許可が不要とな

りました。

しかしながら、今後、合併に伴う普通交付税の特例措置が終了することから、一刻も早くこれに耐え得る財政基盤を確立することが求められています。

また、合併後 10 年目を迎え、これまでの 10 年間を検証した上で、1 つの自治体としての効果を発現していくことが求められています。

このため、市としての一体感を醸成していくため、地域の伝統・文化の保存、伝統ある祭りを継承し、人材の育成や団体支援に取り組む必要があります。

### (1) 合併特例（交付税）漸減へのカウントダウン

市では、普通交付税及び臨時財政対策債の合併算定替え特例加算が平成 27 年度から 5 年間で漸減され、平成 32 年度に一本算定となります。平成 24 年度交付額の合併算定と一本算定の差額は 19.1 億円が見込まれています。

自主財源が乏しい養父市にとって、交付税減額は財源の不足に直結するものであり、将来を見据えて、健全な財政基盤を構築することが必要です。

### (2) 市政の開放的な参加型プロセスへの移行

行政を効率的かつ市民と協働で進めていくためには、市民も行政の考えや地域の課題・問題点などを把握し、共有することが大切であり、市民との対話や意見聴取の仕組みを充実していく必要があります。

市民とのタウンミーティングや住民説明会、ソーシャルネットワーキングサービス（インターネット上の双方向で意見を交換）を組み合わせるなど、市民参画の仕組みの充実が必要です。

### (3) 行政運営を担う職員の動機付け

職員数の減少に対し、社会情勢の変化に合わせ情報を知る機会が増え、より高度で正確な情報を速やかに公開していくことの重要性が増しています。

一方で、交通網及び情報網が整備されたことにより、行政の広域化及び経済圏の広域化が進んでいます。

これらに対応するため、職員一人一人が効率的に業務を処理することが求められるとともに、直接市民と接し、対話する機会の多い立場の職員として、行政の最前線で働く意義、重要性そして困難さを十分理解した上で、「市民の立場に立って考え、市民への説明責任を果たす」といった、更なる職員の意識改革、動機付けが必要です。

そして、活力ある養父市を創造し続けるためには、機動的・機能的な組織を目指していく必要があります。

## Ⅱ 行政改革の基本方針

### 1 永続的に自立できる財政基盤の構築

#### (1) 事業のスクラップ&ビルド（事務事業評価）

市の政策の推進に当たり、限られた財源の中で必要な事業を実施するためには、既存事業の見直しや、時代のニーズに合わない事業や費用対効果の低い事業の廃止等により経費を削減することで財源を生み出し（スクラップ）、その財源で必要な事業や費用対効果の高い事業を効率的に実施することで（ビルド）、事業費の抑制と重点化・効率化を図ります。

第2次行政改革大綱で休止又は凍結をしている事業は、市の事務事業評価（主要建設事業、大規模事業評価など）や将来の財政状況等を総合的に考慮して実施の有無を判断します。

事務事業評価を行うことで、事業の統廃合及び効率化を図ると共に、旧町ごとに行われている各種行事の在り方を再評価し、合理化を図ります。

市が資本を入れている事業については、出資者の立場から自立を促します。

今後、行政改革に伴う職員数の減少を補完し、行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、民間の機能を活用することが適当な業務については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意しながら、民間委託を効果的、計画的に進めます。

数値目標

- ① 建設事業に伴う新規に発行する5年間の起債総額を65億円以内に抑制すること。

#### (2) 歳出削減の仕組みづくり

普通交付税の合併算定替え特例措置の終了により、平成32年度には現在よりも19.1億円減少する見込みであり、市税、使用料等の財源確保と合わせ、歳出を削減する仕組みの構築と、将来の公債費抑制のため実質公債費比率を上げないように起債発行額の制限と繰上償還を引き続き行います。

また、過疎対策事業債（ソフト分）は、発行額に相当する額の繰上償還に努めます。

数値目標

- ② 平成30年度一般会計当初予算一般財源ベース（特殊要因を除く。）で、113億円台に抑制すること。
- ③ 実質公債費比率を13%台にすること。

### (3) 公共施設の適正化等

養父市は、合併時に旧町から多数の施設を引き継ぎました。中には、老朽化が著しい施設、用途が重複する施設及び利用効率が低下した施設があります。維持補修に係る経費を把握するとともに、公共施設マネジメントの手法を取り入れ、長寿命化など計画的な更新と利便性の向上を図ります。

また、地区公民館を各行政区（認可地縁団体等）に譲渡するとともに、廃止する施設は他用途への転用又は取壊しを行うなど、公の施設管理適正化計画の推進を進めます。

数値目標

- ④ 公の施設管理適正化計画に基づいた公共施設の 40%以上を譲渡又は廃止すること。

### (4) 財源確保対策の強化

計画的な財政運営の推進に向けて、自主財源の確保については格段の努力を払わなければなりません。

市税については、負担の公平性の観点から課税客体を的確に把握し、更に使用料等も含めて実効のある滞納整理の実施により収納率の向上に努めます。

また、不用となった市有財産の売却や空き施設の貸付けなど公の施設の有効活用を図ります。

更に、新たな財源確保のための広告料等（ネーミングライツ、公園・駐車場等の看板広告、出版物、封筒）の制度導入やふるさと納税制度の推進、受益と負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の見直しを行います。

数値目標

- ⑤ 広告料等とふるさと納税を合わせた額を5年間で5,000万円以上にすること。

### (5) 上下水道事業の健全化

上下水道事業については、下水道施設の統廃合を推進するほか、人件費の削減や施設の保守管理の民間委託を推進することによって、コスト削減を図ります。

あわせて、負担の公平化を図り、事業運営の健全化に努めます。

数値目標

- ⑥ 上下水道事業の人件費を含めたコストを10%削減すること。

## 2 市民とのパートナーシップ（協働）の深化

地域自治組織は、地域の人と人をつなぎ、地域社会への自発的な参加が



進む助け合い、支え合いの組織として発展していくことが求められています。

そのため、地域自治組織の連絡協議会を設置することで、地域住民の自発的な活動を促し、共に学び、共に伸ばしていく環境を整えます。

身近な地域の課題は、地域自らが解決を図ろうとする地域自治組織に対し、その設立と運営を支援するために設置した地域担当チームは、地域自治組織の自発的な活動を支援する形で継続していきます。

また、市民と行政との関係においても、従来の陳情・要望型から提案型にすることで、より協働を深めていきます。

この動きを確かなものにするため、試験的に実施してきた協働事業を制度化します。

地域自治組織と個々のNPO法人又は事業所の連携を図る仕組みづくりを進めます。

## (1) 市民の健康を育むまちづくり

市民がいつまでも健康で、自分らしく生きぬくことのできる地域づくりを創造することが大切です。

市民の健康の維持増進、リスクの早期発見とリスク管理、介護予防等を具現化して健康寿命の延伸を図ります。

また、健診の推進による疾病の早期発見と、地域の農業生産者や食文化に携わる団体、教育機関、医療機関等の連携による食育の推進と、食生活改善等による病気の予防にも積極的に取り組みます。

現在行っている医療介護や障害者のための施策を維持しながら、総合的に医療費や介護給付費の抑制を図ります。

数値目標

⑦ 医療費や介護給付費に係る繰出金の合計が、前年度を下回ること。

※一般会計から繰入れを受ける会計

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計

## (2) 子どもに養父市の良さを伝える

養父市で育つ子どもたちが、将来、養父市に住み、養父市を担う大人へと成長していくためには、子ども自身が自己の成長する過程において養父市の良さを実感し、養父市を好きになることが大切です。

そのような人を育てるため、まず、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育に力をそそぎます。学齢期の小学生、中学生には、養父市の良さを体感する経験の蓄積に努めます。

また、養父市を生活拠点としあるいは故郷とする大人は、子どもたちの成長に応じて、養父市の魅力を伝え、継承していく責任があります。小学生、中学生はもとより、高校生も含めた地域との交流をより深め、養父市

に住むことに誇りを持てる環境づくりに努めていきます。

### (3) 新しい産業（事業）を起こす仕組みづくり

市内各地域で生産される農林水産物を始め、観光資源や有形・無形の文化財などの地域資源と地域内の事業者が保有する機械等設備や技術、個人の有する知識や技能などの経営資源を連携・活用することによって新たな商品や技術、サービス等を創出し、雇用の場の確保とともに地域の活性化に結び付けます。

## 3 市民視点に立った政策・業務を円滑に遂行するための取組

### (1) 行政情報の徹底した公開と透明度の高い開放的な市政運営

財政状況や行政課題の実態を広報、ホームページ等いろいろなメディアを活用し、市民に分かりやすく積極的な情報提供と公開に努め、十分に説明責任を果たすことによって、真に必要な行政活動について市民とのコンセンサスを図ります。

市民がまちづくりの主役として参画できるよう、知りたい情報を分かりやすく、かつ積極的に発信するため、多様な分野における情報公開と広報、広聴及びソーシャルネットワークサービス（インターネット上の双方向で意見を交換）の充実を図り、市政情報の共有化・透明化（「見える化」）を進めます。

### (2) 分かりやすい行政組織と信頼される職員体制の整備

多様化する市民ニーズや地方分権改革など、新たな行政課題に対応していくため、効率的な組織機構と事務処理の共同化に取り組み、市民サービスの更なるワンストップ化を進めます。

人事評価制度においては、評価者研修等を行うなど、公平・公正な制度にするとともに、適正な結果評価に応じて、能力開発、その他人事管理上の措置を講じます。

業務の特性に応じて、専門的な知識・経験を有する者や一定期間の必要業務に限った任期付職員、定年退職者等の再任用など多様な雇用形態を柔軟に用いながら職員確保を進めます。

また、高度で専門的な能力を身につけ、様々な交流や経験を通じることで、養父市をよくするために、一定期間外部の組織への派遣研修を実施します。

受講した研修の成果が、市に還元されるよう体制整備に努めます。

### Ⅲ 行政改革の推進方針

#### 1 行政改革大綱の推進期間

第3次行政改革大綱の基本方針に基づく推進期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

#### 2 行政改革の推進体制

今後、更なる行政改革を行うには、全市的な取組が必要です。

市役所内に市長を本部長とする養父市行政改革推進本部を設置し、市民組織である行政改革推進委員会との役割分担により行政改革を推進し、具体施策の企画及び行政改革の推進状況を検証します。

また、定期的に進捗状況を確認し、公表します。

## 数値目標（再掲）

- ① 建設事業に伴う新規に発行する5年間の起債総額を65億円以内に抑制すること。
- ② 平成30年度一般会計当初予算一般財源ベース（特殊要因を除く。）で、113億円台に抑制すること。
- ③ 実質公債費比率を13%台にすること。
- ④ 公の施設管理適正化計画に基づいた公共施設の40%以上を譲渡又は廃止すること。
- ⑤ 広告料等とふるさと納税を合わせた額を5年間で5,000万円以上にすること。
- ⑥ 上下水道事業の人件費を含めたコストを10%削減すること。
- ⑦ 医療費や介護給付費に係る繰出金の合計が、前年度を下回ること。

※一般会計から繰入れを受ける会計

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計

